

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免について（令和3年度）

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、申請により介護保険の減免が受けられます。

減免対象者

次のいずれかの要件を満たす第一号被保険者が対象となります。

1. 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病（1か月以上の治療を有する場合）を負った第一号被保険者
2. 新型コロナウイルス感染症及びまん延防止の為の措置の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）の減少が見込まれ、次のいずれにも該当する第一号被保険者
 - (1) 主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金等による補てんを差し引いた額）が、前年（令和2年中）の当該事業収入等の額の10分の3以上であること
 - (2) 主たる生計維持者の合計所得金額のうち、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年（令和2年中）の所得の合計額が400万円以下であること

減免対象保険料

令和3年度分の保険料で、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限（年金特徴の場合は年金支給付日）が設定されている保険料

減免額

1. 減免対象者1に該当する場合 ⇒ 全額減免
2. 減免対象者2に該当する場合 ⇒ 保険料の一部を減免

保険料減免額 = 対象保険料額 (A×B/C) × 減免割合 (D)

A : 当該第一号被保険者の保険料額

B : 主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年（令和2年中）の所得額

C : 主たる生計維持者の前年（令和2年中）の合計所得金額

D :

前年の合計所得金額	減免割合 (D)
210万円以下	10分の10
210万円超	10分の8

※主たる生計維持者が事業等を廃止又は失業した場合は、前年（令和2年中）の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全額を免除

提出書類

申請理由によってご用意いただく書類が変わりますのでご注意ください。

1. 減免対象者1に該当する場合

- (1) 介護保険料減免申請書
- (2) 死亡診断（死体検案）書、医師の診断書等（コピー可）

2. 減免対象者2に該当する場合

- (1) 介護保険料減免申請書
- (2) 世帯の主たる生計維持者の収入状況等申告書
- (3) 主たる生計維持者の前年（令和2年中）の収入額及び所得額が分かる書類（コピー可）
（確定申告書の控え、源泉徴収票、給与明細書等）
- (4) 主たる生計維持者の本年（令和3年中）の収入見込額が分かる書類（コピー可）
（事業収支の帳簿、家賃送金明細、給与明細書（令和3年1月から直近分まで）及び12月までの収入見込額が分かる書類等）
- (5) 主たる生計維持者が事業等を廃止又は失業した場合、その原因が新型コロナウイルス感染症の影響であることが分かる書類（コピー可）
（廃業届、退職証明書、雇用保険受給資格者証等）
- (6) 保険金、損害賠償等により補てんされた場合、その金額が確認できる書類（コピー可）
（保険契約書等）

申請方法

新型コロナウイルス感染防止の観点から、来庁による申請は極力お控えいただき、郵送での申請にご協力ください。

なお、「介護保険料減免申請書」「世帯の主たる生計維持者の収入状況等申告書」については、五戸町ホームページより印刷のうえ、必要事項をご記入、提出書類を同封の上、介護支援課介護保険班宛てに郵送にてご提出ください。

印刷環境がない方は申請書を郵送しますので、ご連絡ください。

【書類提出先】

〒039-1513

五戸町字古館 21-1

五戸町介護支援課 介護保険班 保険料担当

申請書提出期限

令和4年3月31日まで

留意事項

1. 申請書類の審査にあたり、職員が電話等により内容確認を行う場合があります。
2. 減免の承認又は不承認の決定通知については、後日郵送にてお知らせします。
3. 減免の承認後、申請内容が事実と異なる内容であることが判明した場合は、減免額の変更又は承認を取り消すことがあります。
4. 特別徴収（年金からの天引き）については、減免決定後すぐ停止することができませんので、予めご了承ください。
5. 減免により特別徴収を停止した場合は、次年度以降、普通徴収（納付書又は口座振替）に納付方法が変更となる場合があります。

お問い合わせ先

五戸町介護支援課 介護保険班

〒039-1513 青森県三戸郡五戸町字古館 21-1

TEL : 0178-62-7956 FAX : 0178-62-2216

E-mail : kaigohoken@town.gonohe.aomori.jp